京丹後市市民遺産 令和6年4月1日から公募開始



令和 6年 3月 26 日 京丹後市教育委員会

京丹後市は、市民自らが地域にある歴史文化を「市民遺産」として提案し保存活用する、「京 **丹後市市民遺産」**を創設。令和6年4月1日から公募を開始します。

京丹後市市民遺産制度は、「京丹後市文化財保存活用地域計画」に基づき、令和6年1月に創設した新しい制度です。これは、行政側から選出し指定をはかる従来の「指定等文化財制度」とは異なり、市民から地域にある大切な遺産を提案していただき認定するもので、従来の指定等文化財制度では拾いきれなかった地域の特色ある歴史文化などの把握や保存活用、さらには地域の活性化につなげることを目的としたものです。

市民から提案いただいたものは、「京丹後市市民遺産会議」が認定基準に基づき審議を行い、認定の可否を決定します。

制度名称:京丹後市市民遺産制度

公 募: 令和6年4月1日(月)から

事務局(文化財保存活用課)にて、通年随時受け付けます。

制 度 要 綱: 京丹後市市民遺産制度実施要綱(令和6年1月4日制定)

制 度 目 的: 本市において市民が後世に語り継ぐ歴史文化を京丹後市市民遺産として認定

することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつとともに、地域の活性

化を図る(要綱第1条)。

市民遺産の定義: 京丹後市内に所在する地域の歴史や文化に関連し、市民が将来の世代に引き

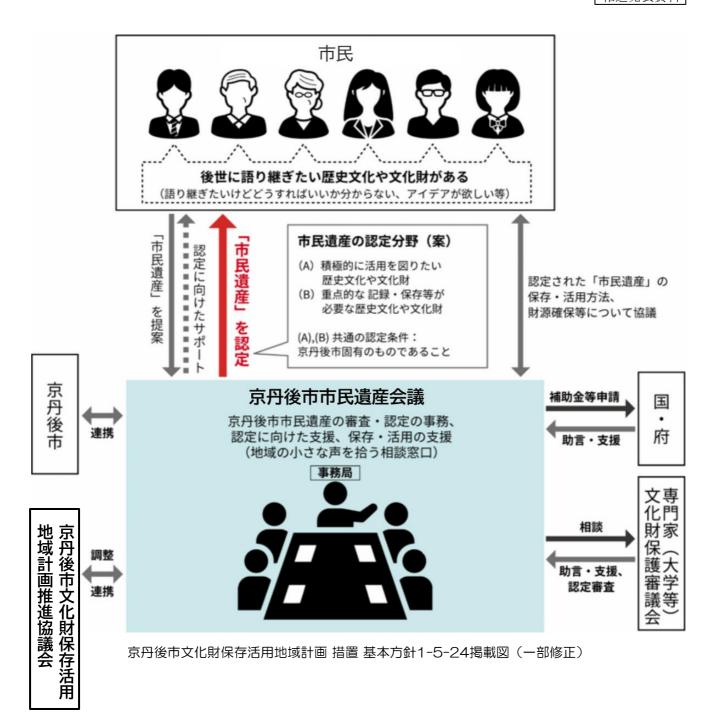
継いでいくために自主的に保存及び活用を行っているものとして、教育委員

会が認定するもの(要綱第2条)。

市民遺産HP: https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/

bunkazaihogo/shiminisan/20057.html





お問い合わせ先

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課 〔電話 0772-69-0640〕

【参考資料】

京丹後市市民遺産制度実施要綱(令和6年京丹後市教育委員会告示第2号)

(目的)

第1条 この告示は、本市において市民が後世に語り継ぐ歴史文化を京丹後市市民遺産(以下「市 民遺産」という。)として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつとともに、 地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「市民遺産」とは、京丹後市内に所在する地域の歴史や文化に関連 し、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存及び活用を行っているもので、教育 委員会が認定するものをいう。

(市民遺産の要件等)

- 第3条 市民遺産は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)により、指定、登録、選択又は選定を受けた 文化財
 - イ 京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)により、指定、登録又は選定を 受けた文化財
 - ウ 京都府文化財保護条例第53条の規定により決定された文化財環境保全地区
 - エ 京丹後市文化財保護条例 (平成16年京丹後市条例第121号) により、指定を受けた文 化財
 - (2) 地域の歴史や文化を象徴しているもの
 - (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
 - (4) 地域の伝統行事として親しまれているもの
- 2 市民遺産として認定する基準は、教育委員会が別に定めるものとする。

(認定申請)

- 第4条 市民遺産に推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、認定申請書(別記様式第 1号)に教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 (認定)
- 第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、第9条に規定する京丹後市市民遺産会議の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定をしたときは認定通知書(別記様式第2号)により、認 定をしないこととしたときは不認定通知書(別記様式第3号)により推薦者及び所有者(以下 「所有者等」という。)に通知するものとする。

(認定内容の変更)

- 第6条 認定を受けた市民遺産の所有者等は、第4条の規定による申請の内容に変更があったときは、認定内容変更届(別記様式第4号)により、速やかに教育委員会に届けなければならない。 (認定後の状況報告)
- 第7条 認定を受けた市民遺産の所有者等は、当該市民遺産の保存及び活用の状況について、状況 報告書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の状況報告書の提出は、認定を受けた日の属する年度の2箇年度後の末日に行うものとする。
- 3 第1項の状況報告書の提出は、市民遺産の認定を受けている間は、2箇年度ごとに行うものとする。

(認定の解除)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民遺産の認定を取り消すことができる。
 - (1) 第3条各号の規定に該当しなくなったと認められるとき

- (2) 所有者等から認定の取り消しの申し出があったとき
- (3) その他教育委員会が取り消すことが適当と認めたとき
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(別記様式第6号)により、所有者等に通知しなければならない。

(市民遺産会議)

第9条 市民遺産の認定にかかる審議をするため、京丹後市市民遺産会議(以下「市民遺産会議」 という。)を設置する。

(市民遺産会議の所掌事務)

- 第10条 市民遺産会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市民遺産の認定の基準に関する事項
 - (2) 市民遺産の認定及び認定解除に関する事項
 - (3) 認定をした市民遺産の保存及び活用に係る協議に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(市民遺産会議の組織)

- 第11条 市民遺産会議は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のほか、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(市民遺産会議の委員の任期)

- 第12条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民遺産会議の会長及び副会長)

- 第13条 市民遺産会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、市民遺産会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市民遺産会議の会議)

- 第14条 市民遺産会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(市民遺産会議の庶務)

第15条 市民遺産会議の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、市民遺産会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月4日から施行する。ただし、第4条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(最初の市民遺産会議の招集)

2 第11条第2項に規定する委員をもって組織される市民遺産会議の最初の会議は、第14条 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(様式省略)